

令和4年9月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成31年（ワ）第1210号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年6月3日

判 決
主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して47万円及びこれに対する平成30年11月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを20分し、その1を原告の負担とし、その余を被告らの連帯負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して1073万6000円及びこれに対する平成30年11月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、指定暴力団a1の三次団体の幹部である被告bから暴力団の威力を示してみかじめ料の支払を要求され、これに応じて平成17年10月から平成28年8月までの間に合計10回にわたりみかじめ料を支払わざるを得なかったと主張して、被告bに対しては不法行為に基づき、上記aの組長である被告cに対しては使用者責任又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）31条の2に基づき、連帯して1073万6000円及びこれに対する不法行為の日の後の日である平成30年11月9日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下に同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

- 1 前提事実（争いのない事実に加え、後掲証拠〔枝番があるものは枝番を含む。〕

以下に同じ。〕及び弁論の全趣旨により明らかに認められる事実)

(1) 当事者

ア 原告は、平成7年頃から、
[REDACTED]
[REDACTED]していた。

イ 被告ら

(ア) 被告cは、昭和59年6月、指定暴力団a2の直参組織(二次団体)であるdの会長となり、平成元年5月以降、a3の直参組織であるdの会長となり、平成17年7月以降、指定暴力団a1(以下、上記a2及びa3と併せて「a」と総称する。)の組長となった。

(イ) 被告bは、aの三次団体であるa三代目d三代目e(以下「e」という。)の幹部である。

(2) a

ア aは、我が国最大の広域暴力団であり、平成30年7月現在、その勢力は、1都1道2府39県にまたがり、構成員総数は、約4700人に及んでいる。兵庫県公安委員会は、平成4年6月、暴対法3条の規定に基づき、aが、同条所定の指定要件をいずれも充足するものと認め、その暴力団員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定し、その後、3年ごとに、指定暴力団の再指定をしている。(甲B1、乙9)

イ 暴力団は、その団体の構成員である暴力団員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体であり(暴対法2条2号)、その共通した性格は、その団体の威力を利用して暴力団員に資金獲得活動を行わせて利益の獲得を追求するところにある。暴力団においては、盃事といわれる秘儀を通じて、親子(若中)、兄弟(舎弟)という序列的擬制的血縁関係を結び、組員は、組長に対する全人格的包括的な服従統制下に置かれている。

a は、被告 c が組長として直接盃を交わして親子、兄弟の擬制的血縁関係を結んだ組員（直参）から成る 1 次組織（総本部）、1 次組織の組員が組長（直系組長）として同様の擬制的血縁関係を結んだ組員から成る 2 次組織（直系団体）、同様に 2 次組織の組員が組長となる 3 次組織、3 次組織の組員が組長となる 4 次組織、4 次組織の組員が組長となる 5 次組織から構成され、被告 c を頂点とするピラミッド型の階層的組織を形成している。そして、a の総本部は、その下部組織の構成員に対し、a の名称、代紋を使用するなど、その威力を利用して資金獲得活動をすることを容認する一方、その末端組織の構成員に至るまで a の総本部の指揮命令に従うべきものとしている。

a の総本部は、下部組織を含む a の構成員全員の行動規範として「a 綱領」を定め、総本部における決定、指示等は、抗争に関する指示から構成員の生活に関する事項に至るまで事細かに行われ、「通達」、「告」等と題する文書により、末端組織の構成員に至るまで伝達され、その遵守を徹底させる体制が採られる。伝達された決定、指示等は、下部組織の構成員に対して強い拘束力と強制力を持ち、これに反した場合には、当該構成員は、指詰め等の制裁を受けることもある。なお、a の総本部の意思決定は、形式上、執行部又は最高幹部会において行われているが、これらの構成員は、被告 c の最終的な意思に反することはできず、結局、総本部の執行部等の意思決定は、被告 c の意思と同視することができるものである。

被告 c は、a の 1 次組織の組員から毎月上納金を受け取り、2 次組織以下の下部組織の組長も、所属組員から毎月上納金を受け取っていた。

（以上イについて甲 B 1）

(3) 原告の被告 b に対する金銭の交付

原告は、被告 b に対し、別紙「交付金一覧表」番号 1 から 10 までの各「交付年月日」欄記載の各年月日において、これに対応する同別紙の各「交付金額」欄記載の各金額（合計 776 万円）を交付した（以下、同別紙の番号の順に「本

件金銭交付1」ないし「本件金銭交付10」といい、これらを併せて「本件各金銭交付」という。また、「本件金銭交付1」ないし「本件金銭交付10」に係る被告bの行為を「本件徴収行為1」ないし「本件徴収行為10」といい、これらを併せて「本件各徴収行為」という。)(被告bについて争いのない事実、被告cについて甲A15)。

(4) 被告bに係る刑事事件

被告bは、平成29年3月14日、本件徴収行為3から10までについて、原告に対する恐喝罪で名古屋地方裁判所に起訴され(以下「本件刑事事件」という。)、同裁判所は、同年10月27日、被告bに対し、懲役2年8月の実刑判決を言い渡し、同判決は、同年12月8日に確定した(甲A1、2)。

上記判決は、被告bの罪となるべき事実として、要旨、被告bは、原告が暴力団構成員である被告bを畏怖していることに乗じて原告から後援会費等の名目で現金を脅し取ろうと企て、平成25年4月9日、電話で、「しばらく会費のほうをもらっていない、今年の分も入れて全部で72万円ぐらいになるけど、そんなことは言わんから、とにかく20万円すぐ用意して欲しい、実際[]のところの件ではほかのやくざの者からも電話入っとるのを、俺の関係だからというふうで自分が止めている、[]もまだ[]続けたいでしょう、年間20万円そこそこで[]ができるんだったらいいでしょう、孫とも遊びたいでしょう。」などと申し向けて現金の交付を要求し、もしこの要求に応じなければ原告の身体及び財産等にいかなる危害を加えるかもしれない氣勢を示して脅迫し、原告を畏怖させ、よって、同月12日頃から平成28年8月頃までの間(本件金銭交付3ないし10の各年月日)、8回にわたって、情を知らないfらを介し、原告から合計78万円(本件金銭交付3～10の金額の合計額)の交付を受けてこれを脅し取ったと認定した(甲A1)。

(5) 本件訴訟に至る経緯等

ア 原告は、平成30年11月8日、被告らに対し、本件各徴収行為について

暴力団の威力を利用した継続的かつ一体的な不法行為を構成するなどと主張して、被告bに対しては民法709条に基づき、被告cに対しては使用者責任に基づき、合計976万円の支払を求めた（甲A13、14）。

イ 原告は、平成31年3月25日、本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

5 ウ 被告bは、原告に対し、令和元年8月7日の第1回弁論準備手続期日において、原告の被告bに対する本件徴収行為1から8までに係る不法行為に基づく損害賠償請求権について、消滅時効を援用するとの意思表示をした（顕著な事実）。

10 また、被告cは、原告に対し、同日の第1回弁論準備手続期日において、原告の被告cに対する本件徴収行為1から8までに係る使用者責任に基づく損害賠償請求権及び本件徴収行為3から8までに係る暴対法31条の2に基づく損害賠償請求権について、それぞれ消滅時効を援用するとの意思表示をした。

2 争点

- 15 (1) 本件各徴収行為の違法性（争点1）
- (2) 被告bの被用者性・事業執行性（使用者責任又は暴対法31条の2に基づく損害賠償請求について）（争点2）
- (3) 損害額（争点3）
- (4) 消滅時効（争点4）
- 20 (5) 被告らによる消滅時効の援用が信義則違反又は権利濫用に当たるか（争点5）

3 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点1（本件各徴収行為の違法性）

【原告の主張】

ア 本件徴収行為1

- 25 (ア) 原告は、平成7年頃に被告bと知り合ったが、その言動等から、被告bに恐怖心を抱いていた。そのような状況の中で、原告は、平成17年頃、

被告bから、事務所立ち上げ費用の名目で、当初300万円の支払を要求された。原告は、この要求を断ったが、被告bから、できる限りでいいから何とか用意してくれと求められた。原告は、この少し前に、被告bにeの事務所に連れて行かれ、若い衆もいる中で、年配の人物から、bのことをよろしく頼む、応援したってくれよと言われたことがあり、被告bへの支払を断ると、家族や[]に危害が及ぶ可能性があるし、トラブルになるのは嫌だという強い恐怖心を抱いていたため、被告bに対し、同年10月頃、180万円を支払った（本件金銭交付1）。

(イ) 被告bがeの暴力団員であることを認識している原告に対し、暴力団組事務所立ち上げ費用の名目で金銭を要求することは、暴力団の威力を利用した資金獲得活動であり、原告の意思決定の自由への侵害が強く認められる。したがって、本件徴収行為1は、みかじめ料の取立てとして高い違法性を有する。

イ 本件徴収行為2

(ア) 原告は、平成19年6月頃、被告bの依頼を受けて、同人が使用する[][]を行なった。その数か月後、原告は、被告bから、[]が傾いた、[]が出ているなどの連絡を受けるとともに、よそで直すから、その金を支払うよう求められた。その数日後、被告bの兄弟分から恫喝され、被告bに誠意を見せろと言われた。さらにその後、被告bに呼び出されて話し合ったところ、被告bから、今回の件はそっちのやらかしたことだから、ちょっとお金を貸して欲しいなどと言われ、500万円を用意するように求められた。原告が返答に窮していると、被告bは、原告に対し、やくざ者なめとったらあかんぞ、警察に行ったら若い衆はほかに一杯おる、[]も家族も知つとる、[]は3日で潰したるなどと言った。原告は、被告bやその兄弟分の脅迫に畏怖し、借用書を作成してもらうことを条件に、被告bに対し、平成20年2月8日頃、500万円を支払った（本件金銭

交付 2)。

(イ) 上記によれば、本件徴収行為 2 は、貸金名目での金銭の取立てであり、暴力団の威力を利用した資金獲得活動であるから、みかじめ料の取立てとして高い違法性を有する。

5 ウ 本件徴収行為 3 から 10 まで

(ア) 原告は、平成 25 年 4 月 9 日、被告 b から電話で、しばらく会費のほうをもらっていない、今年分も入れて全部で 72 万円ぐらいになるけど、そんなことは言わんから、とにかく 20 万円すぐ用 1 意して欲しい、実際
10 ■■■のところの件ではほかのやくざ者からも電話入っとるのを、俺の関係だからというふうで自分が止めている、■■■もまだ■■■続けたいでしょう、年間 20 万円そこそこで■■■できるんだったらいいでしょう、孫とも遊びたいでしょうなどと言われ、現金の交付を要求された。原告は、被告 b の
15 要求に応じなければ、身体、財産などにいかなる危害を加えられるかもしれないと思い、平成 25 年 4 月 12 日から平成 28 年 8 月頃までの間、後援会費又は誕生祝い名目で、合計 96 万円を支払った（本件金銭交付 3 ～ 10）。

(イ) 上記によれば、本件徴収行為 3 から 10 までは、後援会費又は誕生祝い名目での金銭の取立てであり、暴力団の威力を利用した資金獲得活動であるから、みかじめ料の取立てとして高い違法性を有する。

20 【被告 b の主張】

ア 本件徴収行為 1

本件徴収行為 1 については、被告 b がマンションを購入して、組事務所を立ち上げた際に、原告の自由な意思に基づき、「お祝い金」として贈与を受けたものであり、脅迫した結果によるものではないから、不法行為は成立しない。
25

イ 本件徴収行為 2

本件徴収行為 2 については、被告 b と原告との間の金銭消費貸借契約に基づく借入金として受領したものである。また、原告が貸付けに積極的でなかったとしても、警察に相談へ行くこともなく、自ら借用書のひな形を作成し、被告 b に返済を約束させて署名押印を求め、500 万円を交付しており、被告 b による恐喝行為と評価することができるものではない。したがって、不法行為は成立しない。

ウ 本件徴収行為 3 から 10 まで

本件徴収行為 3 から 10 までは、いずれも、原告が被告 b を応援するため、その自由な意思に基づいてした、被告 b の後援会の年会費又は被告 b の誕生日のお祝い金を受領したものであるから、不法行為は成立しない。

【被告 c の主張】

ア 本件徴収行為 1

不知。仮に本件徴収行為 1 があったとしても、不法行為は成立しない。

イ 本件徴収行為 2

不知。本件金銭交付 2 は、金銭消費貸借契約に基づき交付されたものとみるしかないから、不法行為は成立しない。

ウ 本件徴収行為 3 から 10 まで

不知。なお、本件金銭交付 4、6、8 及び 10 は、被告 b に対する誕生祝いとしてされたものであるから、不法行為は成立しない

(2) 争点 2 (被告 b の被用者性・事業執行性)

【原告の主張】

ア 被告 c は、a の組長として、a の下部組織の構成員を、その直接、間接の指揮監督の下、a の威力を利用した資金獲得活動に係る事業に従事させていたといえるから、被告 c とその下部組織の構成員である被告 b との間には、同事業につき、民法 715 条 1 項所定の使用者と被用者の関係が成立している。

また、暴力団は、縄張内で営業する者に不当要求行為を行い、その営業を容認する対価としていわゆるみかじめ料と呼ばれる金銭の定期的な提供を受けることが一般的であり、暴力団の重要な資金源活動となっている。

5 これらのことからすれば、被告 b の本件各徴収行為は、みかじめ料の徴収行為として、a の威力を利用して資金獲得活動に係る事業の執行についてなされたものといえる。したがって、被告 c は、使用者責任に基づいて損害賠償責任を負う。

10 イ また、被告 c は、被告 b が属する a の組長であるところ、本件各徴収行為がみかじめ料の徴収にあたり、a という暴力団の威力を利用した資金獲得行為に当たるものといえるから、被告 c は、暴対法 3 1 条の 2 に基づく、損害賠償責任を負う。

【被告 c の主張】

15 被告 c が使用者責任及び暴対法 3 1 条の 2 に基づく損害賠償責任を負うことについては争う。また、同条の 2 第 1 号の除外事由に該当することから、被告 c に損害賠償債務は生じない。

(3) 争点 3 (損害額)

【原告の主張】

ア みかじめ料 7 7 6 万円

20 原告は、被告 b からみかじめ料の支払を要求され、別紙「交付金一覧表」記載のとおり、平成 1 7 年 1 0 月頃から平成 2 8 年 8 月頃までの間、1 0 回にわたって合計 7 7 6 万円の本件各金銭交付をした。

イ 慰謝料 2 0 0 万円

ウ 弁護士費用 9 7 万 6 0 0 0 円

エ 合計 1 0 7 3 万 6 0 0 0 円

25 **【被告 b の主張】**

被告 b が、別紙「交付金一覧表」記載番号 1 から 1 0 までのとおり、原告か

ら合計 776 万円を受領したことは認め、その余は否認ないし争う。

【被告 c の主張】

被告 b が、別紙「交付金一覧表」記載番号 1 から 10 までのとおり、原告から合計 776 万円を受領したことは不知、その余は争う。

5 (4) 争点 4 (消滅時効)

【被告 b の主張】

ア 消滅時効の起算点

10 被告 b が本件徴収行為 1 から 8 までについて不法行為に基づく損害賠償債務を負ったとしても、当該損害賠償債務の消滅時効の起算点は、原告が「損害及び加害者を知った」ときであり、本件においては、いずれも原告から被告 b に本件金銭交付 1 から 8 までが行われた日である。したがって、本件徴収行為 1 から 8 までについての上記損害賠償債務は消滅時効が完成している。

イ 原告の主張について

15 原告は、本件各徴収行為について一連の一つの行為として評価することができることを前提に、本件各徴収行為の消滅時効の起算点は、原告が被告 b の畏怖から脱して権利行使が可能になったとき、すなわち、本件刑事事件の判決が確定した平成 29 年 12 月 8 日であると主張する。

20 しかし、本件徴収行為 2 と 3 との間には 5 年間もの断絶期間があるから、本件各徴収行為を一連の一つの行為と評価することはできない。また、原告は、平成 28 年 10 月 8 日に神戸 a の g と名乗る男からの電話があつて初めて警察に届け出ることを決意し、強い畏怖を受けたとはいえるが、それ以前には原告と被告 b は、互いに「持ちつ持たれつ」の関係であったから、原告が慢性的、恒常的な強い畏怖状態に陥っていたとはいえない。

25 【被告 c の主張】

ア 消滅時効の起算点

原告は、平成17年10月頃の本件金銭交付1の前に、被告bがeの幹部であったこと、eとはaのdのeであることを認識していた。これに加えて、原告は、平成20年2月8日頃に本件金銭交付2として500万円を被告bに貸し付ける際に、これを断ればeを含む全国の組織から報復を受けると認識しており、原告は、同日頃には、被告bが原告から金員を受領する行為が暴力団の威力を利用した資金獲得行為であることを認識していたといえる。

以上によれば、原告は、遅くとも本件金銭交付2がされた平成20年2月8日頃までには、①使用者及び使用者と不法行為者との間に使用関係がある事実、②一般人が当該不法行為が使用者の事業の執行につきされたものであると判断するに足る事実を認識し、かつ、加害者に対する損害賠償請求が事実上可能な状況のもとに、可能な程度に加害者を知ったものといえる。

したがって、被告cについては、本件徴収行為1及び2に係る損害賠償債務は、平成20年2月8日頃から消滅時効が進行し、本件徴収行為3から8までに係る損害賠償債務は、本件金銭交付3から8までがそれぞれ行われた日から消滅時効が進行しているから、いずれも消滅時効が完成したというべきである。

イ 原告の主張について

原告は、本件各徴収行為について一連の一つの行為と評価すべきであり、また、権利行使が不可能であったことから、被告bの有罪判決が確定した平成29年12月8日まで消滅時効は進行しないと主張する。

しかしながら、本件各徴収行為は、本件徴収行為1と2との間に約2年4か月もの期間が開き、本件徴収行為2と3の間に約5年2か月もの期間が開いており、金額及び名目も異なっている。また、本件徴収行為3から8までについても、徴収時期と金額が異なっていることからすれば、本件徴収行為1から8までに係る損害賠償債務の消滅時効の起算点は、個別に検討すべきである。

また、原告は、本件徴収行為 2 の前まで被告 b に全く畏怖していない。本件徴収行為 2 の際には、困惑はあったかもしれないが、弁護士に相談し、結局は借用書を取り付け、貸し付けたことにしている。さらに、本件徴収行為 3 以後についても、原告が被告 b から強い畏怖を受け、権利行使が到底不可能な状況に陥っていたとは認められない。

したがって、原告の上記主張は失当である。

【原告の主張】

ア 被告 b に対する不法行為に基づく損害賠償請求権について

(ア) みかじめ料の徴収行為について損害賠償請求権の消滅時効が進行するには、①被害者が暴力団の構成員による威力を利用した資金獲得活動による畏怖から脱して加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況になること、②不法行為によって損害が発生し、当該相手方が加害者であることを損害賠償請求をすることが可能な程度に知ったことが必要であるというべきである。そして、本件各金銭交付に係る被告 b の行為は、みかじめ料の徴収行為として一貫した強固な意思に基づく一連の一つの資金獲得活動であるから、一連の一つの行為として評価すべきである。

(イ) 上記(ア)記載①について

原告は、暴力団構成員である被告 b からの強い威力にさらされており、慢性化・恒常化した畏怖状況が継続しており、これから脱却することができなかった。そして、被告 b は a の構成員であり、組の威力を利用しており、原告の上記恐怖は a に対する畏怖でもあった。こうしたことからすれば、本件刑事事件の判決が確定した平成 29 年 12 月 8 日より前に原告が畏怖を脱して損害賠償請求をすることは現実的に不可能であり、同日よりも消滅時効の起算点が遡ることはないというべきである。

(ウ) 上記(ア)記載②について

原告は、事務所立ち上げ費用、貸金、後援会費及び誕生日祝いなどの様々

な名目でみかじめ料を徴収されてきた。それらの金銭の徴収について、原告が直ちに違法なみかじめ料の徴収であり、不法行為による損害賠償請求が可能であると認識することは困難であり、その点からも損害賠償請求が可能な程度に損害及び加害者を知ったということとはできない。

5 (エ) 以上によれば、被告 b の消滅時効の主張は認められない。

イ 被告 c に対する使用者責任又は暴対法 31 条の 2 に基づく損害賠償請求権について

使用者責任に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算日については、上記アの①②に加えて、③使用者と不法行為者との間に使用関係がある事実、④
10 一般人が、当該不法行為が使用者の事業の執行につきなされたものであると判断するに足りる事実、⑤使用者の住所及び氏名を知ることが必要である。

しかし、原告は、上記のとおり a に対して畏怖しており、被告 c に対する権利行使は、本件刑事事件の有罪判決が確定した平成 29 年 12 月 8 日まで事実上可能な状況にあったとは認められない（上記①②）。また、原告は、本
15 件訴訟の提起までに、被告 c と被告 b が使用関係にある事実（上記③）、被告 b の不法行為が被告 c の事業の執行についてなされたものであると判断するに足りる事実（上記④）、被告 c の住所及び氏名（上記⑤）を認識していなかった。

したがって、本件徴収行為 1 から 8 までに係る被告 c に対する使用者責任
20 又は暴対法 31 条の 2 に基づく損害賠償請求権については、いずれも消滅時効が完成していない。

(5) 争点 5（被告らによる消滅時効の援用が信義則違反又は権利濫用に当たるか）

【原告の主張】

消滅時効制度の存在理由からすれば、権利の不行使について、権利の上に眠
25 る者との評価が妥当せず、義務の不履行が明白で時の経過による攻撃防御・採証上の困難がなく、権利の性質や加害者と被害者の関係等から、時の経過のみ

により権利を消滅させる公益性がない場合には、消滅時効の援用は、信義則違反や権利の濫用により制限されるべきである。

原告は、被告 b の威力を利用した資金獲得活動による畏怖から脱却できず、暴力団の威力に対する恐怖のために、被告らに対して損害賠償請求を行うことができなかった。このことからすれば、原告は、「権利の上に眠る者」とはいえない。また、被告らは、みかじめ料の徴収行為について、不法行為該当性を認めず、損害賠償義務が存在しないと主張するのであるから、義務の不履行が明白であり、「攻撃防御・採証上の困難」の問題はない。さらに、被告 b は暴力団の威力を利用して不当な利益を取得しており、また、被告 c は、被告 b を含む a の構成員を利用して資金獲得活動を行なっている上、被害者である原告による権利行使を妨げている被告らに、原告から収奪した利益を保持させ続けることについて何らの「公益性」は存在しない。

これらを踏まえると、被告らによる消滅時効の援用は、時効制度の趣旨に反し、信義則違反又は権利濫用として許されない。

【被告 b の主張】

原告の主張は争う。

原告は、少なくとも平成 20 年 2 月 8 日頃の 500 万円の交付（本件金銭交付 2）以前には、円満な関係の中で被告 b に資金提供を行っており、少なくとも平成 25 年よりも前の徴収行為（本件徴収行為 1 及び 2）については、暴力団の威力を示してみかじめ料を支払わせていると評価することはできない。よって、本件徴収行為 1 及び 2 に係る不法行為に基づく損害賠償請求権についての消滅時効の援用は、信義則違反又は権利の濫用に当たらない。

【被告 c の主張】

暴対法 31 条の 3 では、指定暴力団の代表者等の損害賠償の責任については、民法の規定によると定めており、暴対法 31 条の 2 の損害賠償責任についても、消滅時効の適用が予定されている。よって、暴力団やその構成員による威力利

用資金獲得活動に対する損害賠償に対し、一般的に、信義則違反又は権利の濫用として排斥されることはない。また、被告らは、原告に対し、損害賠償請求の行使を妨げるような行為をしていない。

したがって、被告 c の消滅時効の援用が信義則違反又は権利の濫用に当たることではない。

第 3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に加え、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件各金銭交付に至る前の交流

ア 原告は、平成七、八年頃、顔見知りの e の組員から被告 b を紹介され、その後、被告 b と一緒に食事や飲みに行くような関係になり、原告の妻には被告 b のことを「b ちゃん」と言ったり、仲良く飲みに行く仲間であると紹介したりしていた（甲 A 1 0・1 頁〔下部中央の頁数。甲 A 1 1 の頁数についても同様。以下に同じ。〕、甲 A 1 1・1、1 6 頁）。原告は、当時から、被告 b が a d e の幹部であると認識していた（原告本人 1 4 頁）。

イ 原告は、平成 1 4 年頃、被告 b から、e の直参になったので、自身の後援会を立ち上げたいという申出を受け、これを承諾し、暴力団関係者や一般人が参加していた後援会の発足式に参加した。その後、原告は、後援会の会長になるように依頼され、会長となって、その会則や名簿の作成、会費の管理を担当した。原告は、その後、被告 b から、原告が後援会費を私的に流用しているうわさがあると指摘され、身に覚えがなかったことから、会長を辞任した。（甲 A 1 0・2～6 頁、A 1 5・2、3 頁、原告本人 2、3 頁）

原告は、被告 b の後援会の会長を辞任した後も、被告 b に対し、年末に後援会費として 1 2 万円を、誕生日のお祝い金として当初は毎年 3 万円、最終的には毎年 1 0 万円を支払っていた（甲 A 1 0・7、4 4 頁）。

(2) 本件金銭交付1に至った経緯

原告は、平成17年頃、被告bから、愛知県■■■■市内のマンションに組事務所を開くことになったことから、300万円くらい用意して協力してほしい旨頼まれたが、原告は一旦はこれを断った。しかし、被告bからできる限りでいいと頼まれたことから、原告は、自分で用意した80万円と妻に用意してもらった100万円の合計180万円を準備し、平成17年10月頃、被告bにこれを交付した（本件金銭交付1）。（甲A10・9、10頁、A11・3頁、A15・3、4頁、原告本人4頁）

(3) 本件金銭交付2に至った経緯

ア 原告は、平成20年2月頃、被告bの■■■■を■■■■のために預かった際に、被告bからの依頼に応じて■■■■をしたところ、その数か月後、被告bから、当該■■■■の■■■■が傾いたなどと言われ、さらに、その数日後、原告の作業で当該■■■■が故障したなどと因縁をつけられ、■■■■代金の請求を受けた。原告は、自身に落ち度がなく、納得することができないと思ったが、断ることができずにこれを支払った。（甲A10・11～14頁、A15・4、5頁、原告本人5、6頁）

イ 被告bの兄弟分であるhは、上記支払の数日後、原告の■■■■を訪れ、■■■■で話をするところ、hは、突然、態度を急変させて怒り出し、■■■■を壊して弁償するだけで済むのか、兄弟の命はそんなに安いもんじゃねえだろう、■■■■でちゃらにする気か、■■■■間に何かあったら死んでしまうだろう、お前の■■■■も同じふうにしたるわなどと激しい勢いで怒鳴った。

原告は、どうしていいか分からなくなり、なんとか許してもらおうと考えて土下座して謝ったが、hから、わしに謝られても困る、兄弟に誠意を見せろと言われた。

（甲A10・14～16頁、A11・5頁、A15・5頁、原告本人6、7

頁)

ウ 原告は、上記イ記載のhとの面談の数日後、被告bから呼出しを受けて喫茶店で会った際、被告bから、今回の件はそっちのやらかしたことだから、お金を貸して欲しい、1000万円とは言わないから、500万円用意してくれと言われたが、原告は、無理ですと回答した。被告bは何かしてくれと言ったが、原告は返事ができず、黙っていた。すると、被告bが突然席を立て店外に出た。原告は、その後を追いかけて店外に出たところ、被告bから、いきなり大きな声で、やくざ者なめとったらあかんぞ、おまえんところの[]なんか3日で潰したるわ、警察に行ったところで、組には若い衆がいっぱいいるから何とでもできるからな、うちの場所も、[]も、家族も知つとるなどと怒鳴りつけられた。(甲A10・16～19頁、A15・5、6頁、原告本人7～9頁)

エ 原告は、その後、妻や弁護士に相談して、警察に行くしかないと言われたが、娘の結婚式が数か月後に控えており、何か新聞沙汰になるようなことが起きたり、危害が加えられたりすることが心配であり、家族の安全も考えて警察には行かず、500万円を用意するしかないと考えた。

原告は、平成20年2月8日頃、喫茶店で被告bに500万円を交付する(本件金銭交付2)とともに、貸したという証拠を残すために借用書を準備して被告bに署名させた。原告は、上記喫茶店に行く前に、妻に対し、30分以上経っても連絡がつかないときは、警察に行くようにと話していた。被告bからは、その後、5万円が1回、10万円が1回、返済された。

(甲A5、A10・19～21頁、A11・6～9頁、A15・6頁、原告本人9～11頁)

(4) 本件金銭交付3から10までに至った経緯

ア 原告は、平成25年4月9日頃、被告bから、後援会の会費が滞っているけど、どうなっていると言われたため、原告は、貸した500万円から会費

のほうを相殺するという話じゃなかったのかと言った。しかし、被告bからは、そんな話は全然していない、あんたのところがやらかしたことだから、払うのは当然だろうと言われ、会費も5年、6年たって計算すれば今年の分も含めて合計72万円ぐらいになるけど、そんなことはいわないから、とにかく20万円すぐに用意してほしいと言われた。さらに、被告bは、原告に対し、実際[]のところの件ではほかのやくざ者からも電話入っとなるのを、俺の関係だからというふうで自分で止めている、[]もまだ[]続けたいでしょう、年間10万円そこそこで[]できるんだったらいいでしょう、孫とも遊びたいでしょうと言った。

原告は、被告bに逆らうと、[]の邪魔や暴力など何が起こるか分からず、怖いと感じ、金銭を支払っていくしかないと考え、同月12日頃、eの組員のf（以下「f」という。）を通じて被告bに対し、後援会費として20万円を支払った（本件金銭交付3）。

（甲A8・3頁、A10・26～32頁、A11・10、11頁、A15・7頁、原告本人12、13頁）

イ 原告は、平成25年9月1日頃、fから、被告bの誕生日なので、今までどおり10万円をお願いしますとの旨連絡を受けて、同日頃に、誕生日祝として10万円をfを通じて被告bに支払った（本件金銭交付4）。また、原告は、同年12月20日にも、fから連絡を受け、eの組員を通じて被告bに12万円を支払った（本件金銭交付5）。（甲A8・3頁、A10・33、34頁）

ウ 被告bは、その後も毎年8月頃又は9月頃には同人の誕生日の祝い金名目で10万円、12月頃には後援会費名目で12万円を要求し、原告は、平成26年8月頃又は同年9月頃に10万円（本件金銭交付6）、同年12月頃に12万円（本件金銭交付7）、平成27年8月頃又は同年9月頃に10万円（本件金銭交付8）、平成27年12月頃に12万円（本件金銭交付9）、

平成28年8月頃に10万円（本件金銭交付10）をeの組員を通じて被告bに支払った。（甲A6～10、A15、原告本人、弁論の全趣旨）

(5) 本件各金銭交付後の事情

原告は、平成28年10月8日、神戸aのgと名乗る人物から電話で、おまえの
5 ところ、bの関係だろう、よう、のうのうと■■■■やっとなる、うちの■■■■、
玉取られたんだ、1週間で■■■■を畳めなどと言われた。これを受けて、原告は、
被告bが変な策を仕掛けてきていると考え、これ以上支払い続けても結局はまた
同じことになるから、どこかで思い切らないといけないと考え、警察に相談
した。（甲A10・36、37頁、A15・8頁）

2 争点1（本件各徴収行為の違法性）

(1) 本件徴収行為1について

ア 被告bは、平成17年頃、原告に対し、自らの組事務所の立ち上げ費用と
して300万円を要求し、原告は、同年10月頃、被告bに180万円を交
付している（認定事実(2)）。被告bがa d eの幹部であったこと（前提事実(1)
15 イ(イ)）からすれば、被告bの上記行為は、暴力団であることを利用して資金
を獲得する行為に当たり得るものといえる。

しかしながら、原告は、平成7年頃から被告bと知り合い、一緒に食事や
飲みに行くような関係にあり、妻にも被告bを仲良く飲みに行く仲間である
と紹介していたこと（認定事実(1)ア）、原告は、平成14年頃、被告bがeの
20 直参になった際に発足した同人の後援会に参加し、また、後援会の会長と
なって会則や名簿、会費の管理をしていたこと（認定事実(1)イ）からすれば、
原告は、eの幹部である被告bと一定の付き合いのある関係にあったといえ
る。

そして、原告の妻は、本件金銭交付1について、原告には被告bを応援し
たいという気持ちがあったと思うと供述していること（甲A11・3頁）、原
25 告も平成20年2月8日頃の500万円を貸すこと（本件金銭交付2）に

なった頃から気持ちが変わってきたという趣旨の供述をしていること（甲 A 10・44 頁）に加えて、本件証拠上、被告 b が本件金銭交付 1 に至るまでの間、原告やその家族等に対し、危害を加えたり、畏怖させるような言動をしたことはうかがわれないことを併せて考えれば、原告が被告 b に畏怖するなどして本件金銭交付 1 を行ったということはできない。

以上のように、本件金銭交付 1 の際の原告と被告 b との関係や原告が当時畏怖していたなどの事情も認められないことに照らせば、本件金銭交付 1 の際の被告 b の言動によって、原告の意思決定の自由が侵害されて本件金銭交付 1 が行われたと認めることはできない。

イ この点、原告は、被告 b への支払を断ると、家族や[]に危害が及ぶ可能性があるし、トラブルになるのは嫌だという強い恐怖心を抱いていたため、本件金銭交付 1 を行ったと主張し、それに沿う供述等をするが、上記認定説示に反し、同供述等をにわかに採用することができない。

ウ 以上によれば、平成 17 年 10 月頃の時点において、原告が畏怖して本件金銭交付 1 をしたということはできず、他に当時、原告が被告 b の言動等に畏怖又は強い恐怖感を抱いて本件金銭交付 1 をしたと認めるに足りる証拠もないから、被告 b の本件徴収行為 1 が不法行為として違法であると認めることはできない。

(2) 本件徴収行為 2 について

ア 前記認定事実によれば、①原告は、平成 20 年 2 月頃、[]で被告 b の[][]を預かった際に[]をしたところ、被告 b から当該[]が[]したなどと因縁をつけられ、被告 b に[]を支払っている（認定事実(3)ア）。そして、②その数日後、原告は、被告 b の兄弟分である h の訪問を受けたところ、同人から、上記①の[]の件に関して、[]を壊して弁償するだけで済むのか、お前の[]も同じふうにしたるわなどと激しく怒鳴られたため、土下座して謝ったが、h から兄弟に誠意を見せろと言われている（認定事実

(3)イ)。これらの事実からすれば、原告は、平成20年2月頃、被告bの兄弟分であるhから被告bのことにに関して怒鳴りつけられるなどしており、被告bに恐怖感を抱いていた状況にあったといえる。

このような状況下において、③原告は、被告bから、お金を貸して欲しい、500万円を用意してくれと言われ、これを断ったところ、被告bから、いきなり大きな声で、やくざ者なめとったらあかんぞ、おまえんところの
5
なんか3日で潰したるわ、警察に行ったところで、組には若い衆がいっぱいいるから何とでもできるからな、うちの場所も、
10
などと怒鳴りつけられている(認定事実(3)ウ)。そして、④原告は、平成20年2月8日頃、報復を恐れて被告bに500万円を交付している(本件金銭交付2。認定事実(3)エ)。

これらの事実には照らせば、被告bは、原告が被告bに恐怖感を抱いていた状況において、原告に対して、暴力団の威力を示して原告の
15
や家族に危害を加えるかもしれないような氣勢を示して原告を脅迫し、畏怖させて本件金銭交付2を受けたといえる。したがって、被告bの上記行為は、原告に対して、暴力団の威力を利用して現金500万円を喝取したものというべきであり、違法というべきである。

イ これに対し、被告らは、本件金銭交付2は単なる貸金の交付であり、被告bの本件徴収行為2を恐喝行為と評価することはできないと主張する。

しかし、被告bが暴力団の威力を示して原告を脅迫し、畏怖させていたといえることは前記のとおりである。そうすると、原告が貸した証拠を残すために借用書を作成して被告bに署名させていたとしても、本件金銭交付2を任意に行われた正常な貸付行為と評価することは到底できず、被告bの上記行為が違法であるとの前記認定を左右するものではない。また、原告が警察
20
25
に相談しなかったのは、警察に行ったとしても、組には若い衆がいっぱいいるから何とでもできると被告bから語気強く申し向けられて(認定事実(3)

ウ)、警察に相談すると被告bを含む暴力団員からの報復を受けると原告が畏怖したためであり(認定事実(3)エ)、原告が警察に相談しなかったことをもって原告が畏怖していなかったとはいえず、被告bの上記行為の違法性を否定する事情にはならない。

5 ウ 以上によれば、被告bの本件徴収行為2は不法行為として違法であるというべきである。

(3) 本件徴収行為3から10までについて

 ア 前記認定事実によれば、①被告bは、平成25年4月9日頃、原告に対し、
後援会の会費として20万円を用意して欲しいと言うとともに、
10 もまだ
 続けたいでしょう、孫とも遊びたいでしょうなどと、原告のや家族
 に対して危害を加えるかもしれないと述べている(認定事実(4)ア)。そして、
②原告は、被告bに逆らうと何が起こるか分からず、怖いと感じ、金銭を支
払っていくしかないと考え、同月12日頃、fを通じて被告bに後援会費と
して20万円を支払っている(認定事実(4)ア)。

15 そして、原告は、eの幹部である被告bに対して畏怖ないし恐怖感を抱い
ており、しかも、前記(2)ア記載のとおり、原告は、本件金銭交付2の際に、
被告bから暴力団の威力を示して原告のや家族に危害を加えるかもし
れないような氣勢を示して脅迫されている。こうした点を考えれば、被告b
の上記20万円の要求は、原告が暴力団員である被告bに畏怖ないし恐怖感
20 を抱いていることを利用して、原告に後援会費の支払を要求し、20万円を
交付させた(本件金銭交付3)ものといえる。

 したがって、被告bの本件徴収行為3は、原告に対して暴力団の威力を利用
して現金20万円を喝取したものというべきであり、不法行為として違法
というべきである。

25 イ そして、被告bは、その後も平成25年9月1日から平成28年8月頃ま
で、別紙「交付金一覧表」記載のとおり、暴力団組員を通じて、原告に対し

て、後援会費名目又は誕生日祝い名目で現金の支払を要求し、本件金銭交付
4から10までのとおり現金の交付を受けている（認定事実(4)イ、ウ）。前
記のとおり、原告が暴力団組員である被告bの言動により畏怖ないし恐怖感
を抱いていたことに照らせば、被告bの本件徴収行為4から10までは、暴
力団の威力を利用して現金を喝取したものというべきであり、不法行為とし
て違法というべきである。

ウ 以上に対し、被告らは、後援会費及び誕生日のお祝い金として、原告が自
由な意思に基づいて金銭を交付していたのであるから、不法行為は成立しな
いなどと主張する。

しかしながら、原告は、被告bから平成20年2月頃に原告の[]や家族
に危害を加えるかもしれないような氣勢を示して脅迫されており、また、平
成25年4月9日頃にも原告の[]や家族に対し、危害を加えるかもしれな
いと述べて脅されていたことは前記のとおりである。こうした経緯に鑑みれ
ば、本件徴収行為3から10までは、原告が被告bに対して畏怖ないし恐怖
感を抱いている状況下で、被告bが暴力団の威力を示して行ったものといわ
ざるを得ない。そして、原告は、被告bに逆らうと何が起こるか分からず、
怖いと感じ、金銭を支払っていくしかないと考えて、これに応じるように
なったのであるから（認定事実(4)ア）、原告による本件金銭交付3から10
までが原告の自由な意思に基づくものであったとはいえず、被告らの上記主
張は採用できない。

エ 以上によれば、本件金銭交付3から10までに係る被告bの行為は不法行
為として違法というべきである。

3 争点2（被告bの被用者性・事業執行性）

(1) 被告bの被用者性について

前提事実(2)イによれば、①aは、その威力をその暴力団員に利用させ、又は
その威力をその暴力団員が利用することを容認することを実質上の目的とし、

下部組織の構成員に対しても、aの名称、代紋を使用するなど、その威力を利用して資金獲得活動をするを容認しており、②被告cは、aの1次組織の構成員から、また、aの2次組織以下の組長は、それぞれその所属組員から、毎月上納金を受け取り、上記資金獲得活動による収益が被告cに取り込まれる体制が採られていた。また、③被告cは、ピラミッド型の階層的組織を形成するaの頂点に立ち、構成員を擬制的血縁関係に基づく服従統制下に置き、被告cの意向が末端組織の構成員に至るまで伝達徹底される体制が採られていたといえる。

これらの事情に照らすと、被告cは、aの下部組織の構成員を、その直接間接の指揮監督の下、aの威力を利用した資金獲得活動に係る事業に従事させていたといえることができるから、被告cとaの下部組織の構成員との間には、同事業につき、民法715条所定の使用者と被用者の関係が成立していたと解するのが相当である。したがって、被告cとaの下部組織であるeの幹部である被告bとの間には、aの威力を利用した資金獲得活動に係る事業につき、民法715条1項所定の使用者と被用者の関係が成立していたといえる。

(2) 事業執行性について

被告bの本件徴収行為2から10までは、被告bがaの下部組織の構成員であるという立場を利用して原告を畏怖させ、その意思に反して金銭を徴収するものであるといえることは前記2記載のとおりである。したがって、被告bの本件徴収行為2から10までは、aの威力を利用した資金獲得活動に係る事業の一環というべきであり、被告cの事業の執行と密接に関連する行為といえる。

(3) 使用者責任について

以上によれば、被告cは、本件金銭交付2から10までに係る被告bの行為について使用者責任を負う。他方、本件金銭交付1については、前記2記載のとおり、被告bに不法行為に基づく損害賠償責任が認められないことから、被

告 c の使用者責任も認めることはできない。

(4) 暴対法 3 1 条の 2 に基づく損害賠償責任について

被告 c は、指定暴力団である a の代表者であり、被告 b は a の下部組織の暴力団員であり指定暴力団員であるといえる。また、被告 b の本件徴収行為 3 から 10 までは、前記 2 (3) のとおり、暴力団の威力を利用して財産の形成又は事業の執行のための資金を得るための行為であるといえることからすれば、上記被告 b の行為は、「指定暴力団員」による「威力利用資金獲得行為」（暴対法 3 1 条の 2）といえる。そして、原告は、これによって現金を交付（本件金銭交付 3 ～ 10）しており、財産を侵害されたといえ、また、同条の 2 第 1 号（除外事由）に該当する事実を認めるに足る証拠もない。

したがって、被告 c は、本件金銭交付 3 から 10 までに係る被告 b の行為について、暴対法 3 1 条の 2 に基づき、損害賠償責任を負う。

なお、同条の 2 の施行日は平成 20 年 5 月 2 日であることから、施行日前になされた本件徴収行為 1 及び 2 については、同条の 2 は適用されず、被告 c は、これらについては同条の 2 に基づく損害賠償責任をそもそも負わない。

4 争点 4（消滅時効）

(1) 被告 b の不法行為に基づく損害賠償債務について

ア 被告 b は、前記 2 記載のとおり、本件徴収行為 2 から 10 までについて不法行為に基づく損害賠償債務を負うところ、被告 b は、本件徴収行為 2 から 8 までに係る損害賠償債務について、それぞれ本件金銭交付 2 から 8 までを受けた日を起算点として 3 年の時効期間が経過していることから、消滅時効（民法 7 2 4 条）が完成していると主張する。

イ そこで検討するに、民法 7 2 4 条前段にいう「損害及び加害者を知った時」とは、被害者において、加害者に対する賠償請求をすることが事実上可能な状況の下に、それが可能な程度にこれらを知った時をいう（最高裁昭和 45 年（オ）第 6 2 8 号同 48 年 11 月 16 日第二小法廷判決・民集 27 卷 10

号1374頁参照)。

本件において、被告bの本件徴収行為2から8までは、暴力団であることの威力を利用して原告から現金の交付を受けたというものであるところ、原告は、被告bと一定の付き合いのある関係にあったといえること（認定事実
5 (1)ア、イ）からすれば、原告は、被告bの本件徴収行為2から8までに係る不法行為について、それぞれ被告bに現金を交付した時点において、自己が不法行為の被害を受けており、かつ、加害者である被告bを認識していたといえる。

したがって、原告は、本件金銭交付2から8までのそれぞれの交付時点に
10 において、被告bに対する賠償請求をすることが事実上可能な状況の下に、それが可能な程度に「損害及び加害者」を知っていたといえる。

ウ この点、原告は、被告bの上記不法行為が一連の一つの行為であることを前提に、本件刑事事件の判決の確定によって、被告bに対する賠償請求が事実上可能な状況となり、また、被告bに対する賠償請求をすることが可能な
15 程度に損害及び加害者を知ったというべきであり、消滅時効の起算点は、上記判決の確定日（平成29年12月8日）であると主張する。

しかし、本件金銭交付2から8までの時期は別紙「交付金一覧表」の各「交付年月日」欄記載のとおりであり、それぞれ異なる時期にされたものであるといえる。また、本件徴収行為2から8までは、いずれも暴力団の威力を利用したみかじめ料の徴収行為であるものの、前記2(2)、(3)ないし認定事実(3)、
20 (4)のとおり、それぞれ異なる名目、金額、交付経緯でされた別個の行為であり、行為ごとに不法行為が成立するといえる。このような点に照らすと、本件徴収行為2から8までに係る被告bの不法行為を一連の一つの行為と評価することはできない。

また、原告は、暴力団構成員である被告bから強い威力にさらされ、本件刑事事件の判決確定までは畏怖を脱して損害賠償請求をすることができな
25

かったなどと主張する。しかし、本件刑事判決の確定が何故にその畏怖から脱するきっかけとなるかは必ずしも明らかではない。前記認定事実(5)のとおり、結局、原告は、どこかで思い切らないといけないと思って平成28年10月頃に警察に相談したのであるから、本件刑事事件の判決確定までは畏怖を脱して損害賠償請求をすることができなかったと認めることはできない。

さらに、原告は、事務所立ち上げ費用、貸金、後援会費及び誕生日祝いなどの様々な名目でみかじめ料を徴収されてきたのであるから、違法なみかじめ料の徴収であるとか、不法行為による損害賠償請求が可能であるとか認識することが困難であったなどとも主張する。しかし、原告が、被告bへの恐怖心から本件各金銭交付をしたことは前記認定事実のとおりであり、その名目が上記のとおりであるからといって、被告bの徴収行為の違法性を認識することができなかったなどとは到底認められない。

したがって、原告の上記各主張を採用することはできない。

エ 以上によれば、被告bの本件徴収行為2から8までに係る不法行為に基づく損害賠償債務は、本件金銭交付2から8までの各交付時（別紙「交付金一覧表」の「交付年月日」欄記載の年月日）から消滅時効が進行するというべきである。そうすると、原告は平成30年11月8日に被告らに対して支払の催告をし（前提事実(5)ア）、平成31年3月25日に本件訴訟を提起しているが、いずれも当該催告前に3年の時効期間を経過しているから、いずれも消滅時効が完成し、本件徴収行為2から8までに係る損害賠償債務はいずれも消滅したといえる。

(2) 被告cに対する請求

ア 被告cは、前記3のとおり、本件徴収行為2から10までについて使用者責任に基づき、本件徴収行為3から10までについて暴対法31条の2に基づき、それぞれ損害賠償債務を負う。これに対し、被告cは、本件徴収行為2から8までに係る損害賠償債務について、それぞれ本件金銭交付2から8

までを受けた日を起算点として時効期間である 3 年が経過しているから、消滅時効（民法 7 2 4 条）を援用したことにより上記損害賠償債務が消滅したと主張する。

イ(ア) そこで検討するに、使用者責任において、「加害者を知った」（民法 7 2 4 条前段）といえるためには、被害者が、使用者及び使用者と不法行為者との間に使用関係がある事実に加えて、一般人が、当該不法行為が使用者の事業の執行につきなされたものであると判断するに足る事実についても認識することが必要である（最高裁昭和 4 0 年（オ）第 4 8 6 号同 4 4 年 1 1 月 2 7 日第一小法廷・民集 2 3 卷 1 1 号 2 2 6 5 頁参照）。

イ) 本件徴収行為 2 について

前記認定事実によれば、①原告は、平成七、八年頃から被告 b と知り合い、食事を共にするなど一定の付き合いのある関係にあり、当時から、被告 b が a d e の幹部であると認識していた（認定事実(1)ア）。加えて、②原告は、平成 1 4 年頃、被告 b の後援会の会長となり、会則や名簿を作成したり、会費の管理をしたりするなどしていたこと（認定事実(1)イ）からすれば、原告は、本件金銭交付 2 がされた平成 2 0 年 2 月 8 日当時、暴力団ないし a について相応の知識を有していたといえる。そして、③原告は、平成 2 0 年 2 月に被告 b から 5 0 0 万円の支払を求められ、これを妻に相談した際、警察に言っても、他の組員が一杯いるし、e、全国の組織なので、逆らったら大変なことになるなどと伝えており（甲 A 1 0 ・ 1 9 頁）、被告 b の要求を断れば、e を含む全国の組織から報復を受ける可能性がある

と認識していたといえる。

以上に照らせば、原告は、平成 2 0 年 2 月 8 日に本件金銭交付 2 をした時点において、被告 b が全国的な組織である a の下部組織の構成員であり、a の代表者である被告 c の直接又は間接の指揮下にある者であると認識していたといえる。そして、被告 b の本件徴収行為 2 は、暴力団の威力を

利用した資金獲得活動であり、原告は、当時、これを認識していたといえることからすれば、上記被告bの行為が使用者の事業の執行についてなされたものであることも認識していたというべきである。

5 また、前記のとおり、原告は、暴力団ないしaについて相応の知識を有する者であることからすれば、本件金銭交付2の時点において、被告bの使用者が被告cであることも認識しており、被告cが「加害者」であることを知っていたというべきである。

10 以上によれば、被告cの本件徴収行為2に係る使用者責任に基づく損害賠償債務は、本件金銭交付2の時点から消滅時効が進行するというべきである。

(ウ) 本件徴収行為3から8までについて

15 被告bの本件徴収行為3から8までは、誕生日祝い又は後援会費名目で徴収されたみかじめ料といえ、暴力団の威力を利用した資金獲得活動であるといえることに加えて、上記(イ)記載のような原告の認識に照らせば、被告cの本件徴収行為3から8までに係る使用者責任に基づく損害賠償債務についても、本件金銭交付3から8までの各交付時点において、原告は、「損害及び加害者」を知っていたといえ、同時点から消滅時効が進行するというべきである。

20 また、これと同様に、本件徴収行為3から8までに係る暴対法31条の2に基づく損害賠償債務についても、本件金銭交付3から8までの各交付時点から消滅時効が進行するというべきである。

(エ) 原告の主張について

以上に対し、原告は、加害者を知ったといえるためには、加害者の氏名及び住所についても認識しなければならないと主張する。

25 しかし、賠償請求の相手方を具体的に特定して認識することができ、社会通念上、調査すれば容易にその姓名、住所が判明し得る場合には、その

段階で加害者を知ったといえる。原告が暴力団ないし a について相応の知識を有する者であったといえることは前記のとおりであるから、原告は、調査すれば容易に被告 c やその所在地（a 総本部の場所）を知ることができたというべきである。したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

5

ウ 以上によれば、被告 c の使用者責任に基づく損害賠償債務は、本件金銭交付 2 から 8 までの各交付時点、被告 c の暴対法 3 1 条の 2 に基づく損害賠償債務は、本件金銭交付 3 から 8 までの各交付時点から消滅時効が進行し、本件訴訟提起時点までに消滅時効期間である 3 年が経過していることから、消滅時効が完成し、いずれの損害賠償債務も消滅したというべきである。

10

5 争点 5（被告らによる消滅時効の援用が信義則違反又は権利濫用に当たるか）

(1) 原告は、被告らによる消滅時効の援用が信義則違反又は権利濫用に当たると主張する。

しかし、被告 b による本件徴収行為 2 から 8 までは、暴力団による威力を利用した資金獲得行為であるといえるものの、このような行為を規制する暴対法 3 1 条の 2 に基づく損害賠償請求権について、消滅時効の規定の適用が排斥されていないことからすれば、不法行為等の内容が暴力団による威力を利用した資金獲得行為であることをもって、消滅時効の援用が信義則違反又は権利濫用であると解することはできない。そして、原告が被告らに対する損害賠償請求をすることが事実上可能な状況の下に、それが可能な程度に「損害及び加害者」を知っていたといえることは前記 4 (1)イ記載のとおりであり、被告 b 又は被告 c が原告の損害賠償請求権の行使を妨げるなどの事情を認めるに足りる証拠もないことからすれば、本件において、被告 b 又は被告 c の消滅時効の援用が信義則違反又は権利濫用に当たるとすることはできない。

15

20

(2) したがって、被告らの消滅時効の援用は、信義則違反又は権利濫用に当たらない。

25

6 争点3（損害額）

(1) 被告b及び被告cは、本件徴収行為2から10までについて不法行為又は使用者責任に基づき、被告cは、本件徴収行為3から10までについて暴対法31条の2に基づき、それぞれ損害賠償債務を負うといえるところ、前記4記載
5 のとおり、本件徴収行為2から8までに係る損害賠償債務については消滅時効の援用により消滅していることから、以下、本件徴収行為9及び10について原告の被った損害額について検討する。

(2) 財産的損害

原告は、被告bの本件徴収行為9及び10によって、別紙「交付金一覧表」
10 のとおり、合計22万円を交付しており、原告は22万円の財産的損害を被ったといえる。

(3) 慰謝料

被告bの本件徴収行為9及び10は、暴力団による威力利用資金獲得行為であり、原告の意思決定の自由を侵害するものであることなど諸般の事情を考慮
15 すれば、同徴収行為についての慰謝料としては、20万円と認めるのが相当である。

(4) 弁護士費用

本件事案の内容や性質、本件訴訟に至る経過や本件審理の経過等本件に現れた一切の事情を考慮すれば、被告らによる不法行為と相当因果関係の認められ
20 る弁護士費用は、5万円と認めるのが相当である。

(5) 以上によれば、被告らは、不法行為又は使用者責任に基づき、原告に対し、連帯して47万円の損害賠償責任を負うというべきである。なお、被告cの本件金銭交付9及び10についての暴対法31条の2に基づく損害賠償責任の損害額は、これを上回るものとは認められない。

25 第4 結論

以上の次第で、原告の請求は主文第1項の限度で理由があるからこれを認容す

ることとし、その余はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第 4 部

5

裁判長裁判官 岩 井 直 幸

10

裁判官 棚 井 啓

裁判官 秦 卓 義